

京都市ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」市民モニター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第19条第1項の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 条例第11条第1項及び第12条第1項の事業者並びに第13条第1項の主催者（以下「事業者等」という。）が廃棄物の発生抑制等に向けて条例第11条から第13条までの規定により行うべき取組の実施状況を把握するため、市長が条例第19条第1項の規定に基づき報告を求める市民を「市民モニター」と称する。

(活動)

第3条 市民モニターは、市民、事業者等及び本市の協働による廃棄物の発生抑制等に向けて、地域における活動の気運を醸成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本市が指定する物品小売業若しくは飲食店業の店舗又は催事の会場（以下「店舗等」という。）を訪問し、従業員からの聞き取り及び現状の確認等により前条の事業者等が行うべき取組の実施状況を把握し、把握した内容を事業者等に伝達するとともに、本市に報告すること。
- (2) 前項の物品小売業及び飲食店業の店舗にあつては、再度訪問して取組の改善状況を把握し、把握した内容を事業者等に伝達するとともに、本市に報告すること。ただし、事業者等に改善すべき内容がないとき、又は改善が困難な特段の事由がある場合等で改善状況を確認できる見込みがないときは、本市の了承を得たうえで、再度の訪問を省略することができる。
- (3) 日常生活において利用した物品小売業及び飲食店業の店舗並びに参加した催事におけるごみ減量の取組等について、別に定める報告書により本市に報告すること。
- (4) 市民が廃棄物の発生抑制等に向けて条例第11条から第13条までの規定により行うべき取組について、自らの実践状況を別に定める報告書により本市に報告すること。
- (5) 本市が開催する会議のうち、指定する会議に参加すること。
- (6) 本市が実施する調査等のうち、指定する調査等に協力すること。

(選任)

第4条 市民モニターは、その活動にふさわしい能力と熱意を有する市民の中から本市が選定する。

- 2 市民モニターの任期は、2年とする。ただし、任期満了の日から当該年度の末日までの期間が3箇月に満たない場合は、当該年度の末日を任期満了日とする。

(秘密保持等)

第5条 市民モニターは、活動上知り得た事業者等の秘密を他人に漏らしてはならない。市民モニターを退いた後も同様とする。

- 2 市民モニターは、第3条の活動を行う前に、前項の秘密の保持に関する宣誓書（第1号様式）に署名しなければならない。
- 3 市民モニターは、第3条の活動を行う前に、本市が実施する研修を受講しなければならない。
- 4 市民モニターは、第3条第1号及び第2号の規定により店舗等を訪問する

ときは、京都市市民モニター活動証（第 2 号様式）を携行し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

（活動の公表）

第 6 条 本市は、市民モニターの活動の状況を取りまとめ、毎年 1 回、公表する。

（謝金）

第 7 条 本市は、市民モニターの活動に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の謝金を支払うものとする。

（1） 第 3 条第 5 号に規定する会議又は第 5 条第 3 項に規定する研修への出席

1 回 1, 0 0 0 円

（2） 第 3 条第 1 号から第 3 号に規定する店舗等への訪問又は第 6 号に規定する実地調査

1 回 1, 5 0 0 円

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

宣 誓 書

私は、ここに京都市ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」市民モニター制度実施要綱の規定に基づき、市民モニターの活動上知り得た秘密を守ることを固く誓います。

年 月 日

（住 所）

（氏 名）

第 2 号 様 式 （ 第 5 条 関 係 ）

（ 表 ）

第	号
京都市ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」 市民モニター活動証	
氏 名 _____	
(年 月 日生)	
年	月 日
京 都 市 長	印

5.5 c m

9.0 c m

（ 裏 ）

注	意
1 活動に当たっては、本証を常に携帯しなければならない。	
2 氏名を変更し、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、本証の再交付を受けなければならない。	
3 本証を改ざんし、汚損し、若しくは紛失し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。	
4 市民モニターでなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。	
5 本証の有効期間は交付の日から 年 月 日までとする。(交付日 年 月 日)	

5.5 c m

9.0 c m